

## 宇部市水道局公用車車両広告掲載取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、「宇部市水道局広告掲載取扱要綱（令和 4 年 4 月 1 日制定。以下「要綱」という。）」に定めがあるもののほか、宇部市水道局公用車車両広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第 2 条 広告を掲載する位置、枠数等は、公用車の用途及び運行の安全を妨げない限度において、公用車ごとに水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。

2 広告を掲載する公用車については、別に定める。

(広告掲載の方法)

第 3 条 広告掲載は、要綱第 1 2 条第 2 項の規定にかかわらず、ラッピング・フィルム、カッティング・マグネット・シート等（以下「広告物」という。）、剥離が可能な素材を前条の規定により管理者が定めた位置に貼付する方法で行う。

2 要綱第 1 2 条に規定する広告掲載の契約をした者（以下「広告主」という。）は、管理者の指定する仕様に従い、その負担において広告物を製作し、公用車に貼付し、及び撤去するものとする。

3 広告主は、前項後段の広告掲載及び撤去を行おうとするときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないように管理者と協議の上、日程、工程を決定し、管理者の指示に従って施工するものとする。

4 前項の規定による広告物の掲載又は撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、当該広告主が経費を負担して現状回復するものとする。

(広告掲載の規格)

第 4 条 広告掲載の規格及び掲載料は、別表に掲げるものとする。

2 掲載する全ての広告について、当該掲載内容が有料広告である旨を必ず表示しなければならない。

3 宇部市水道局公用車車両広告掲載基準 4（2）に該当する広告主については、注意書きを表示しなければならない。

(掲載できない広告)

第5条 要綱第4条第13号に規定する公用車に掲載することが不適切と管理者が認める広告とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 蛍光、反射効果を有する材質が使用されたもの等、公用車運行中の周囲の運転者の誤認を招くおそれのあるもの
- (2) 文字表記が縦書きであるもの等、公用車運行中の周囲の運転者の注意力が散漫となるおそれのあるもの
- (3) 前2号のほか、道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- (4) 公用車運行上の支障となるもの

(広告の掲載順位)

第6条 同一の広告掲載位置について、掲載希望者が複数ある場合は、掲載する広告の順位は、次に掲げる順序とする。この場合において、同順位のものから2以上の申込みがあるときは、抽選により決定する。

- (1) 公共団体、公社、公団、公益法人又はこれに類するものに係る広告
- (2) 私企業（民間企業）（以下「私企業」という。）のうち、公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前2号に掲げるもの以外の私企業又は自営業者で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (4) その他広告掲載が適当であると管理者が認めるものの広告

(広告掲載の期間)

第7条 広告掲載の期間は1月を単位とし、一件の広告掲載の期間は、最大で1年間とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、広告掲載者と管理者が協議の上、公用車の運行管理状況等を勘案し、管理者が定めるものとする。

(広告物の修復)

第8条 公用車に広告物を掲載した後に、公用車の運行に伴う事故等により広告物がき損し、又は破損したときは、管理者が経費を負担して修復を行うものとする。

2 経年に起因する広告物の色あせなどの劣化については、管理者が経費を負担する修復の対象とはしないものとする。

(広告掲載料の返還)

第9条 要綱第17条の規定により返還する広告掲載料の額は、広告掲載に係る期間を1月単位で認定して算出する。この場合において、広告掲載の期間に1月未満の端数があるときは1月として算出する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年7月1日から施行する。

広告の位置、規格、掲載料等

別表（第4条関係）

公用車の種類	掲載場所	規格 (縦×横)	掲載料 (1か所1か月当たり)
軽貨物など	片側面	20cm × 50cm 以内	2,200円
軽貨物など	後部	20cm × 50cm 以内	3,300円

※金額は消費税及び地方消費税を含んだ額